



自然環境による建築物の制限			
用途・地域	高さ (m)	面積 (㎡)	制限
第一種低層住宅専用地域	3-2 4-2.5 5	1.5	(一) 3階以上 2階以上 (二) 4階以上 3階以上 (三) 5階以上 4階以上
第二種中高層住宅専用地域	3-2 4-2.5 5	4.0	(一) 3階以上 2階以上 (二) 4階以上 3階以上 (三) 5階以上 4階以上
第一種住居地域 第二種住居地域 第三種住居地域 近隣商業地域 商業地域 工業地域	4-2.5 4.5 5 5 5.5	4 4 4 4 5	(一) 4階以上 2.5階以上 (二) 5階以上 3.5階以上 (三) 6階以上 4.5階以上 (四) 7階以上 5.5階以上 (五) 8階以上 6.5階以上

※ 面積とは、建築二工事中建築物の投影面積に相当するものである。投影面積とは、建築物の平面に投影した面積をいう。軒の出がある建築物は、その軒の出の面積は建築物の面積に算入しない。また、建築物の面積は、その建築物の面積に算入しない。また、建築物の面積は、その建築物の面積に算入しない。